

令和9年度福岡県立太宰府特別支援学校実習対応要領

研修・支援部研修課実習係

1 目的 教員を志す学生に現場経験の場を提供し、後進の育成に資する。

2 実習期間

○ 教育実習・・・次の2つの時期に限定して対応する。

1期 9月中旬の10日間(2週間)      2期 10月中旬の15日間(3週間)

○ 介護等体験実習・・・次の2つの時期に限定して対応する。

1期 10月上旬の2日間      2期 11月上旬の2日間

3 受け入れ人数

○ 教育実習・・・原則、知的障がい教育部門は各学部2名まで、肢体不自由教育部門は各学部1名までとする。 ※大学1校につき、上限2名

○ 介護等体験実習・・・県からの決定通知に基づき受け入れを行う。

4 教育実習契約までの手順

(1) 教育実習を希望する大学等(以下、大学等)は、教育実習を希望する前年度の9月1日から9月30日までの期間に、実習を希望する県立学校に、「教育実習生受入内諾依頼書」(様式第1号)を提出する。

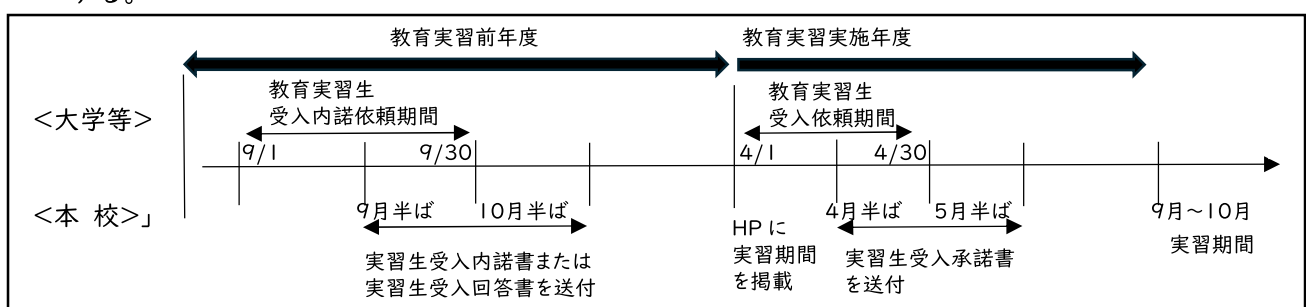
(2) 本校は、教育実習生の受入れを内諾した場合、「教育実習生受入内諾書」(様式第2号)により大学等に通知する。教育実習生の受入れができない場合、「教育実習生受入回答書」(様式第3号)により大学等に通知する。

(3) 大学等が「教育実習生受入内諾書」を受け取った時点で内定とする。

(4) 本校がホームページに教育実習期間を掲載する。(教育実習実施年度の4月)

(5) 大学等は、教育実習実施年度の4月1日から4月30日までの期間に「教育実習生受入依頼書」(様式第4号)に内諾書の写しを添付して本校に提出する。

(6) 本校は、教育実習実施年度の5月頃「教育実習生受入承諾書」(様式第6号)を大学等に送付する。



5 留意点

○ 書類の様式等は、[福岡県庁ホームページ トップページ](#) 「テーマから探す」⇒「教育・文化・スポーツ」⇒「学校教育」⇒「教員免許」⇒「福岡県立学校における教育実習について」⇒「各種様式」を参照のこととする。

○ 各大学等において実習の辞退者が出た場合は、速やかに本校に「辞退届」(様式第9号)を提出する。